

令和7年6月定例教育委員会

教 育 長 報 告 資 料

<教 育 長 報 告>

- 6月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

令和7年6月9日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名等

- 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分
- 長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例
- 知事専決事項報告（令和6年度長崎県一般会計補正予算（第10号））のうち関係部分

2 上程県議会

令和7年6月定例会

7 教 政 第 4 9 号
令 和 7 年 6 月 9 日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和 7 年 6 月 定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和 7 年 6 月 9 日付け R07-01040-00514 で意見の聴取を求められた下記の議案等
については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和 7 年度長崎県一般会計補正予算（第 2 号）のうち関係部分
- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分
- 長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例
- 知事専決事項報告（令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 10 号））のうち関係
部分

令和7年6月定例県議会に提出される議案の内容について

1 議案内容

6月定例県議会における教育委員会関係の議案は、予算議案として、令和7年度長崎県一般会計補正予算1件、令和6年度長崎県一般会計補正予算1件、条例議案として2件である。

- | | |
|--|-----|
| ○令和7年度長崎県一般会計補正予算（第2号）の
うち関係部分 | 別紙1 |
| ○職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例のうち関係部分 | 別紙2 |
| ○長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正
する条例 | 別紙3 |
| ○知事専決事項報告（令和6年度長崎県一般会計補正
予算（第10号））のうち関係部分 | 別紙4 |

令和 7 年度 6 月補正予算の概要について

1 補正の内容

○ 公立高等学校等就学支援費

【予算計上課：教育環境整備課】
 (補正予算額：399,587千円)

今回の補正予算は、いわゆる「高校無償化」に対する国の令和7年度当初予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもの。

【具体的な内容】

高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上の世帯の高校生を対象に、年額上限11万8,800円を授業料相当の教育費として支援する。

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	6月補正 ②	補正後 ③ (①+②)	6月補正の 財源内訳	
教育環境整備課	8,765,029	399,587	9,164,616	国庫	399,587
教育庁計	130,990,710	399,587	131,390,297	国庫	399,587

条 例 案

教育政策課

件 名	要 旨	
第 7 0 号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分	1. 改正要旨 「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）」の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。 2. 改正内容 （1）部分休業制度の拡充 ・ 現行の「1 日につき 2 時間を超えない範囲」に加え、「1 年につき 10 日相当を超えない範囲」の形態を新たに設け、職員がいずれかを選択できるようにする。 ・ 「1 日につき 2 時間を超えない範囲」で取得する場合の勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。 （2）仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知・意向確認 ・ 妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用・働き方の意向確認を行うことで、子の年齢に応じた柔軟な働き方を職員が選択できよう支援する。 3. 施行日 令和 7 年 1 0 月 1 日	

条 例 案

生涯学習課

件 名	要 旨	
第 7 4 号議案 長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例	1. 改正要旨 長崎県立千々石少年自然の家の廃止及び県立青少年教育施設の安定した施設運営の継続のため、所要の改正をしようとするもの。 2. 改正条例 第 1 条：長崎県立佐世保青少年の天地条例 第 2 条：長崎県立少年自然の家条例 第 3 条：長崎県立青年の家条例 3. 改正内容 (1) 長崎県立千々石少年自然の家廃止 令和 7 年度末をもって長崎県立千々石少年自然の家を県立の青少年教育施設として廃止することに伴う所要の改正。(令和 7 年 3 月 17 日定例教育委員会において廃止を決定) ア 条例名の変更 「長崎県立少年自然の家条例」から「長崎県立世知原少年自然の家条例」に変更する イ 千々石少年自然の家を条文から削除する (2) 休館日の設定 閑散期の休館により不要となる経費の削減など、安定した施設運営の継続のため、条例で規定している休館日を削除し、指定管理者の申請に基づき知事が承認することで休館日を設定可能とする。	

	<table><tr><th>条例名</th><th>改正により削除する現在の規定</th></tr><tr><td>長崎県立佐世保青少年の天地条例</td><td>・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで</td></tr><tr><td>長崎県立少年自然の家条例</td><td>・ 毎週月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日） ・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで</td></tr><tr><td>長崎県立青年の家条例</td><td>・ 毎週月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日） ・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで</td></tr></table>	条例名	改正により削除する現在の規定	長崎県立佐世保青少年の天地条例	・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで	長崎県立少年自然の家条例	・ 毎週月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日） ・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで	長崎県立青年の家条例	・ 毎週月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日） ・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで
	条例名	改正により削除する現在の規定							
	長崎県立佐世保青少年の天地条例	・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで							
	長崎県立少年自然の家条例	・ 毎週月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日） ・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで							
	長崎県立青年の家条例	・ 毎週月曜日（国民の祝日にあたるときはその翌日） ・ 12月28日から翌年の 1 月 5 日まで							
	（３）利用料金の承認基準 ・ 利用料金は指定管理者の申請を知事が承認することにより設定。 ・ 利用料金の見直しによる収入の増加など、安定した施設運営の継続のため条例で規定している利用料金の承認基準を緩和する。								
	<table><tr><th></th><th>承認基準</th></tr><tr><td>改正前</td><td>規模、形態等において類似の<u>青少年教育施設</u>の同種料金と比較して、<u>均衡のとれたもの</u></td></tr><tr><td>改正後</td><td>規模、形態、<u>提供するサービス</u>等において類似の<u>施設</u>の同種料金と比較して、<u>著しく乖離しないもの</u></td></tr></table>		承認基準	改正前	規模、形態等において類似の <u>青少年教育施設</u> の同種料金と比較して、 <u>均衡のとれたもの</u>	改正後	規模、形態、 <u>提供するサービス</u> 等において類似の <u>施設</u> の同種料金と比較して、 <u>著しく乖離しないもの</u>		
		承認基準							
	改正前	規模、形態等において類似の <u>青少年教育施設</u> の同種料金と比較して、 <u>均衡のとれたもの</u>							
	改正後	規模、形態、 <u>提供するサービス</u> 等において類似の <u>施設</u> の同種料金と比較して、 <u>著しく乖離しないもの</u>							
4．施行日 令和 8 年 4 月 1 日									

令和6年度 長崎県一般会計補正予算（知事専決事項報告分）一覧

（単位：千円）

課 名	補正前の額	補 正 額	計	専決補正予算の主な内容
教 育 政 策 課	119,727,792	△ 727,102	119,000,690	○事務局職員給与費 △ 16,766 ○事務局職員退職手当 △ 12,329 ○行政管理運営費 △ 6,478 ○教育情報基盤整備事業 △ 6,287 ○教職員健康管理費 △ 13,941 ○児童手当費 △ 3,480 ○教職員退職手当 96,266 ○教職員給与費 △ 681,698 ○教職員旅費 △ 45,916
働 き が い 推 進 室	18,419	△ 3,679	14,740	○教育広報費 △ 1,153 ○教員免許状発行事務費 △ 472 ○長崎っ子が輝く！学校応援プロジェクト △ 988 ○免許法認定講習費 △ 1,066
教 育 環 境 整 備 課	10,024,351	△ 364,426	9,659,925	○公舎管理費 △ 15,378 ○高等学校等進学促進費 △ 23,489 ○学校運営費（高校） △ 60,800 ○実習船運営費 △ 22,243 ○校舎等整備費（高校） △ 110,070 ○校地等整備費（高校） △ 3,777 ○学校運営費（特支） △ 56,211 ○施設整備費（特支） △ 33,168 ○県立学校施設等災害復旧費 △ 25,468
義 務 教 育 課	386,038	△ 33,261	352,777	○被災幼児児童生徒就学支援事業 △ 3,000 ○教員研修費 △ 2,732 ○長崎県学力調査実施事業 △ 1,789 ○令和の長崎スクール事業 △ 1,343 ○「Believe You Can」英語発信力強化事業 △ 1,350 ○小中高が一体となったふるさと教育推進事業 △ 1,174 ○小学校管理費 △ 7,475 ○中学校管理費 △ 10,889
高 校 教 育 課	1,293,966	△ 168,343	1,125,623	○高校生の離島留学推進事業 △ 20,767 ○高等学校DX加速化推進事業費 △ 7,680 ○外国語指導助手等招致費 △ 8,845 ○障害のある子どもの医療サポート事業 △ 8,153 ○管理運営費 △ 38,771 ○高等学校運営費 △ 12,255 ○特別支援学校運営費 △ 5,672
児 童 生 徒 支 援 課	325,419	△ 15,411	310,008	○スクールカウンセラー活用事業 △ 5,796 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 △ 2,818 ○未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業 △ 2,742
生 涯 学 習 課	1,436,253	△ 31,931	1,404,322	○職員給与費 △ 3,389 ○青少年教育施設運営費 △ 6,552 ○ミライon図書館管理運営費 △ 9,887 ○長崎図書館（郷土課）管理運営費 △ 4,910
学 芸 文 化 課	503,873	△ 35,264	468,609	○文化環境整備推進事業費 △ 1,129 ○文化財調査管理費 △ 11,786 ○重要遺跡情報保存活用事業費 △ 4,518 ○埋蔵文化財センター管理運営費 △ 9,853 ○「しまの遺跡の魅力」探求事業費 △ 2,224 ○対馬歴史研究センター管理運営費 △ 4,460
体 育 保 健 課	1,982,966	△ 114,610	1,868,356	○学校給食実施費 △ 4,381 ○学校保健研究推進費 △ 64,138 ○スポーツ環境整備推進事業費 △ 12,159 ○競技力向上特別対策費 △ 7,961 ○県立体育施設管理運営費 △ 7,498
教育庁計	135,699,077	△ 1,494,027	134,205,050	